

## JIPAD 事業参加要項

(本事業の目的)

第1条 JIPAD (日本 ICU 患者データベース, Japanese Intensive care PATient Database) 事業 (以下、「本事業」) は、日本集中治療医学会 (以下、「本学会」) が主体となり、集中治療室に入室した患者の疾病や重症度、入室の経路、集中治療室における治療内容、そしてその転帰といった医療情報を収集し、各施設間での比較を行うことによって、医療の質の向上および集中治療医学の発展をめざすことを目的とする。

(本要項の目的)

第2条 JIPAD 事業参加要項 (以下「本要項」) は、本事業への参加に関する基本的な事項を定めるものとする。参加施設は、本要項に定める権利義務を負い、本要項に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとする。

2 参加施設は、本要項に同意した上で、本事業へ参加するものとする。

(参加施設・準じる施設の定義)

第3条 本事業における、参加施設および準じる施設 (以下、「参加施設等」) の定義は以下のとおりとする。

- 1) 直近の年次レポート\*にデータが利用され、施設名が掲載された施設を JIPAD 参加施設とする。
  - 2) さらに直近6ヶ月の間にデータをアップロードし、そのデータが今後の年次レポートに利用できる場合、もしくは次年度の年次レポートへの参加資格を得た場合\*、その施設を JIPAD 参加施設に準じる施設とみなすこととする。JIPAD 参加施設に準じる施設に関しては、本学会 JIPAD 事業ワーキンググループ (以下 JIPADWG とする) が2ヶ月毎に評価し、今後の年次レポートに使用可能な症例数が概ね200症例を超えて登録され、かつデータ解析のため JIPADWG と適切に連絡がとれていることを要件とする。
- 2 前項の1) または2) に該当する「参加施設等」を本学会ホームページに掲載するものとする。

注1\*: 直近の年次レポートは例年3月頃に新版が発行される時点で更新される。

注2\*: 次年度の年次レポートへの参加資格を得るとは前年の4月1日から当年の3月31日までに入室した患者のうち当年9月30日までに退院した全患者のデータをアップロードされたことが確認できた状況を指す。

(参加資格)

第4条 JIPAD へ参加可能な施設は、原則、特定集中治療室管理料もしくは救命救急入院料2

または4を算定している施設とする。

- 1) ICUに入室した全症例を対象する。
- 2) ICUの定義：以下の特定入院料を算定しているベッドとする。
  - ①A300 救命救急入院料（2,4を対象とし、1,3については原則対象外とする）
  - ②A301 特定集中治療室管理料（1-4すべて）
  - ③A301-4 小児特定集中治療室管理料

（参加申請）

第5条 JIPADの参加を希望する施設は、本学会ホームページの参加申請入力フォームより、参加申請を行うものとする。

- 1) 病院名および施設名（ユニット）
  - 2) 住所、電話番号
  - 3) 代表者氏名、氏名フリガナ（本件の担当医師）
  - 4) 連絡先メールアドレス
  - 5) 上記に追加する連絡者があればその名前、フリガナおよび連絡先メールアドレス  
システム管理は代表を含め3名まで、メーリングリストは何名でも登録可能とする。
  - 6) 電子カルテを導入している場合はメーカー名と製品名
  - 7) ICUで使用しているモニターのメーカー名
  - 8) ICUにおける重症系システムを導入している場合はメーカー名と製品名
  - 9) 症例登録を手入力で行う場合、その体制（予定）
- 2 参加申請により、本要項について同意したものとみなす。

（倫理審査の申請）

第6条 症例登録を行う施設は、一括倫理審査を申請するか各施設の倫理委員会（施設によってはIRB）へ申請を行い、その許可を得た上で本事業へ参加する。

（参加申請の承認）

第7条 参加申請の承認は本学会ICU機能評価委員会のJIPADWGが当たる。

- 2 JIPADWGは参加申請の可否を検討し、申請施設に対し参加の許否を通知するものとする。
- 3 承認にあたり、JIPADWGが不適切と判断した場合はその申請を拒絶できる。

（参加施設等の取消し）

第8条 本学会は、参加施設等が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、承認を取り消すことがある。

- 1) 虚偽の申込み等により、前条に定める参加資格を満たさないことが判明した場合

- 2) 合併、分割等により、施設名が変更になった場合
  - 3) その他本学会が承諾できない事由があると判断した場合
- 2 本学会は、参加承認を取り消す場合には、その旨を当該施設へ通知するものとする。

(活動内容)

第9条 参加施設等は、本事業への参加を通じて、次のような結果をえられ、また活動を行うことができる。

- 1) 自施設の全患者の重症度評価
- 2) 自施設と他施設、あるいは全国、国際的な比較（ベンチマーキング）
- 3) 年次レポートの提供（静的、動的レポート）
- 4) 自施設の患者台帳としての使用
- 5) 専門医および専門医研修施設申請/更新資料の作成
- 6) 毎年の専門医研修施設調査への対応
- 7) 研究のために全データを使用すること（別途申請が必要）

(参加料)

第10条 本事業への参加にあたり、参加料は1施設（ユニット）あたり次のとおりとする。  
100,000円（税別）/年

- 2 毎年4月1日以降翌年3月31日までに、本学会ホームページに第3条に定める参加施設等として掲載された施設は、掲載された時点で当該年度の参加料を納入するものとする。
- 3 参加料は、JIPADに関する事務手続き、データ解析などのための費用に充てるものとする。
- 4 参加料が変更になった場合、本学会理事会にて決議承認後に、速やかに参加施設に対して、通知を行うものとする。
- 5 参加料の支払いは、本学会が指定する期日までに、本学会が指定する方法により行うものとする。

(運営費用)

第11条 本事業において、次に掲げる費用については上に掲げる各施設からの参加料と本学会からの補助金、整備事業費等をあてるものとする。

- 1) システム・サーバー等の導入更新費、使用料等
- 2) データの解析費用 ウェブサイトの構築
- 3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- 4) その他、本学会が別途指定する費用

ただし、各施設におけるネットワーク接続費用、ハードウェア、ソフトウェア費用は各

施設の負担とする。

(JIPAD データの管理)

第 12 条 参加施設等は、本事業を通じて、保有、提供または取得した情報を適切に管理するものとし、正当な理由なく目的外に利用してはならない。

- 2 JIPAD への不正アクセスや情報の紛失、改ざん、漏洩などが発覚した場合はこの要項に基づき、本学会理事会に報告され、JIPAD の利用停止を含め厳重な処分が検討される。

(申請内容の変更の届出)

第 13 条 参加施設が、参加申請時に本学会へ通知した申込情報に変更が生じた場合、参加施設は JIPAD ホームページより速やかに変更内容を本学会に届け出るものとする。

- 2 本学会は、参加施設から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加登録の取消し又は参加登録を無効とすることがある。
- 3 参加施設が、前 1 項の変更の届出を行わなかったために、本学会からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加施設に到達したものとみなす。

(退会手続)

第 14 条 参加施設は、いつでも退会手続を行うことができる。

- 2 前項に定める退会手続きは、JIPAD ホームページより本学会に届け出るものとする。
- 3 退会にあたり、既に納入済みの参加料は返還しないものとする。

(サービスの中断・終了)

第 15 条 本学会は、本事業の全部若しくは一部について、中断または終了することがある。

- 2 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、本学会は参加施設に対して、その旨を事前に電子メール又は本学会ホームページ等によって通知することとする。

(禁止事項)

第 16 条 参加施設は次に定める行為を行ってはならない。

- 1) 事実と異なる症例の登録
- 2) 本要項に違反する行為
- 3) 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
- 4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

(損害賠償等)

第 17 条 参加施設は本サービスへの参加に関連して、自己の責任に帰すべき事由により本学会

に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 参加施設は、本事業への参加に関連して、本学会以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとする。

(免責事項)

第 18 条 本事業は、医療の質の向上および集中治療医学の発展をめざすことを目的とし、参加施設の医療の質の向上および集中治療医学の発展を保証するものではない。

- 2 本学会は、本学会の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は責任を負わないものとする。
- 3 本学会は、本学会の責によらない事由により、参加施設の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負わないものとする。

(要項の変更)

第 19 条 本要項は、必要に応じて改定することがある。その場合、JIPAD ホームページへ改定後の要項を掲示した上、そこに定める期日から改定後の要項を発効するものとする。改定後の要項を JIPAD ホームページに掲示した旨は電子メールにて参加施設に通知することとする。

(個人情報の取扱いについて)

第 20 条 本事業に係る個人情報の取扱いについては、本学会が別に定める個人情報保護規約の定めるところによるものとする。

(附則)

この要項は、2023 年 2 月 3 日から施行する。